

宇情審答申第32号
令和元年12月26日

宇治市長 山本 正 様

宇治市情報公開審査会
会長 片桐 直人

宇治市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年7月29日付け、元宇健国第410号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書非公開決定（公開請求に係る公文書の内容：〇〇〇〇及び△△△△に係る平成27年度から平成29年度までの国民健康保険料の納付状況がわかるもの）に係る審査請求についての諮問

答 申

第 1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった公文書のうち、〇〇〇〇に係る分については、公文書が存在しないことを理由とする非公開決定をすべきである。

その余については、実施機関の決定は妥当である。

第 2 審査請求の経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

平成31年4月26日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「〇〇〇〇及び△△△△に係る平成27年度から平成29年度までの国民健康保険料の納付状況がわかるもの」（以下「本件請求」という。）を請求の内容とする公文書公開請求書を提出した。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の決定及び審査請求人への通知

令和元年5月10日、実施機関は、公開請求に係る文書が存在しているか否かを答えること自体が条例第6条第2号により保護しようとする「個人に関する情報」を明らかにすることとなるため、条例第10条に該当するとして公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

3 審査請求

令和元年6月27日、審査請求人は、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の趣旨

1 審査請求の趣旨

条例第11条第2項の規定による公文書の非公開決定の取消しを求めるものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

国民健康保険料の納付は、市民の当然の義務であり、これが公表されたとしても個人情報侵害されたとの理由にはならない。まして、対象者は、市民の代表である議員である。非公開とする理由は皆無である。

第 4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 国民健康保険の被保険者（以下「国保の被保険者」という。）は、都道府県の市区町村に住所を有する者である（国民健康保険法第5条）が、国保の被保険者の適用除外に

該当する者は、国保の被保険者としなない（国民健康保険法第6条）。国保の被保険者の適用除外となるのは、（ア）社会保険又は健康保険組合の被保険者及び被扶養者、（イ）後期高齢者医療の被保険者、（ウ）生活保護法による保護を受けている世帯に属する者である。

- (2) 本件請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで、当該個人が国保の被保険者の資格を有するか否かを公開することとなり、国保の被保険者の資格を有しない場合には、国保の被保険者の適用除外要件（ア）から（ウ）までのいずれかに該当していることを公開することとなる。
- (3) 適用除外要件の（ア）は、経歴に関する情報に該当し、適用除外要件（ウ）は、その他個人生活に関する情報に該当する。これらは特定の個人を識別することができるものうち通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであることから、条例第6条第2号本文に規定する非公開情報に該当する。よって、条例第10条に該当するものとして、当該公文書の存在の有無を明らかにしないで、本件請求を拒否するものである。
- (4) 審査請求人の「国民健康保険料の納付は市民の当然の義務であり、これが公表されたとしても個人情報に侵害されたとの理由にはならない。まして、対象者は市民の代表である議員である。非公開とする理由は皆無である。」との主張について、国民健康保険料の徴収は、国民健康保険法第76条第1項で規定されており、国保の被保険者は国民健康保険料の納付の義務を負うものであるが、国保の被保険者の資格は、条例第6条第2号ただし書アに掲げる「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（当該個人のプライバシーを侵害するおそれのない情報）に該当しない。また、条例第6条第2号ただし書ウには「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とされており、議員は、地方公務員法第3条第3項第1号に規定される地方公務員の特別職に該当するが、国保の被保険者の資格は議員の職及び当該職務遂行に係るものではない。よって、公開請求の対象者が議員であるか否かにより決定が左右されるものではない。

第5 当審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張の内容及び、本件決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

- 1 本件請求に係る公文書について
本件請求に係る公文書は、仮に国民健康保険料が納付されているとすれば収納一覧表、仮に未納があるとすれば未納明細書で、特定個人（2人）に係るものである。
なお、当該個人は、それぞれ現職の宇治市議会議員又は元宇治市議会議員であるが、ともに議員在職期間中に係るものが本件請求の対象となっている。
- 2 条例第6条第2号本文該当性について
(1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合

することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定しており、ただし書アからウまでに該当する場合のみ非公開情報から除外している。

(2) 実施機関に確認したところ、本件請求に係る公文書は、国保の被保険者の資格を有する者についてのみ作成されることとであった。また、第4の実施機関の理由説明の趣旨(1)のとおり、国保の被保険者の適用除外となるのは、(ア)社会保険又は健康保険組合の被保険者及び被扶養者、(イ)後期高齢者医療の被保険者、(ウ)生活保護法による保護を受けている世帯に属する者である。このことから、特定個人が国保の被保険者の資格を有しない場合には、国保の被保険者の適用除外要件(ア)から(ウ)までのいずれかに該当することとなる。

(3) 本件請求に係る公文書は、特定個人の国民健康保険料の納付状況に関するものであり、当該個人の国民健康保険料の納付又は未納があることが分かるものである。この情報は、特定の個人を識別することができるものうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

したがって、当該公文書には、条例第6条第2号本文に該当する情報が記載されていることが認められる。

3 条例第6条第2号ただし書ア又はウ該当性について

特定個人の国民健康保険料の納付状況が条例第6条第2号本文に該当するものであっても、同号ただし書ア又はウに該当するものである場合は非公開情報から除かれる。

同号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報から除くと規定しているが、特定個人の国民健康保険料の納付状況は、これに該当するものではなく、たとえ宇治市議会の議員に係るものであっても同様である。

同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を非公開情報から除くと規定している。本件請求に係る特定個人の職業である宇治市議会の議員は、地方公務員法第3条第3項第1号に規定される特別職の地方公務員であり、同号ただし書ウにある公務員等に該当するものであるが、特定個人の国民健康保険料の納付状況は、当該公務員等の職務の遂行に係る情報には該当しない。

4 条例第10条本文該当性について

条例第10条本文は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

よって、本件請求に係る公文書が、宇治市に存在するか否かを答えると非公開情報を公開することとなるかを判断する。

(1) 本件請求に係る公文書は、前述のとおり、国保の被保険者の資格を有する者についてのみ作成されるものであり、国民健康保険料を納付しているときは収納一覧表、未納があるときは未納明細書が特定され、当該公文書の件名から個人の納付状況が分かることとなる。このため、仮に請求に係る公文書が存在するとして公開決定等をした場合、当該個人の国民健康保険料の納付状況という非公開情報を公開することとなる。特定個人の国民健康保険料の納付状況という情報が条例第6条第2号本文に該当することについては、第5の当審査会の判断2(3)のとおりである。

(2) したがって、条例第10条の規定に基づき、本件請求に係る公文書が存在する場合もしない場合も一律に取り扱い、公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否することは妥当である。ただし、本件請求に係る公文書のうち〇〇〇〇に係る分については、次項5のとおり判断する。

5 公にされている情報を踏まえた公開決定等について

本件請求の対象となっている情報は、現職の宇治市議会議員又は元宇治市議会議員に係るものであり、当該個人の年齢が選挙立候補時の新聞報道等により公にされている。当該個人のうち、元宇治市議会議員〇〇〇〇については、年齢が75歳以上であることが公にされており、国保の被保険者の適用除外要件(イ)にあたる後期高齢者医療の被保険者であることも、多くの人が知り得る情報であるといえる。このため、本件請求に係る公文書が国保の被保険者の資格を有する者についてのみ作成されることも踏まえると、本件請求に係る公文書のうち〇〇〇〇に係る分については、条例第11条第2項の規定による、公文書が存在しないことを理由とする非公開決定をするべきである。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件審査請求の経過

年 月 日	経 過
平成31年 4月26日	公文書公開請求
令和 元年 5月10日	公文書非公開決定
令和 元年 6月27日	公文書非公開決定に対する審査請求
令和 元年 7月29日	情報公開審査会諮問(令和元年度第2回審査会)
令和 元年 9月10日	実施機関から意見書收受(令和元年度第3回審査会)
	実施機関から意見聴取(令和元年度第3回審査会)
	審議(令和元年度第3回審査会)
令和 元年10月17日	審査請求人から意見書收受
令和 元年10月21日	審査請求人から意見聴取(令和元年度第4回審査会)
	審議(令和元年度第4回審査会)

令和 元年11月25日	実施機関から意見聴取（令和元年度第5回審査会）
	審議（令和元年度第5回審査会）
令和 元年12月26日	答申